

Title	森林の不法占拠者による民衆の政治：インド・アッサム州のバリパラ保留林を事例に
Sub Title	The popular politics of forest encroachers : a case study of Balipara reserved forest in Assam, India
Author	木村, 真希子(Kimura, Makiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.2 (2016. 2) ,p.415- 445
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関根政美教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160228-0415

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

森林の不法占拠者による民衆の政治

——インド・アッサム州のバリパラ保留林を事例に——

木村真希子

- 1 はじめに
- 2 不法占拠者と森林伐採者による民衆の政治
——「日常的抵抗論」と「統治されるものの政治」を手がかりに
- 3 森林占拠の歴史的背景
- 4 「不法占拠者」とはだれか——バリパラ保留林の事例から
- 5 不法占拠と森林伐採のポリテクス
- 6 おわりに

1 はじめに

インドのアッサム州とアルナーチャル・プラデシユ州の州境、そしてブータンとの国境沿いは、広大な森林地が広がっている。この地域は、植民地時代以降、インド側の森林地は保留林（reserved forest）として国が保護

指定を行い、中にはナメリやマナスといった、トラやサイなどの希少動物の住む野生動物保護区も多い。しかし、一九七〇年代から多くの森林が「不法占拠」され、徐々に人が住みついて行つた。一九八〇年代後半からのボド民族の自治や独立をめぐる紛争の際には武装組織が展開し、同時に森林伐採も問題となった。さらに一九九〇年代以降、こうした森林地などの土地をめぐる紛争が顕在化し、暴動に発展することも少なくない。

森林地帯に不法に住みついている人々も、武装活動を展開する集団もボド民族に属するため、この地域では「ボドによる不法占拠 (encroachment)・違法伐採 (illegal logging)」が広がっている」とみなされ、新聞等でもそう報道されている。中には、ボドランドという自治州要求の存在と合わせ、「ボド民族が一帯を実効支配しようとしている」とみなし、警鐘を鳴らす人々もいる。

しかし、アッサム州において森林地帯における不法耕作／居住と違法伐採は広範囲に起きている。二〇〇三年の報道では、アッサム州全体で三五五平方キロメートルの国有林が居住や耕作に使われ、七〇一四九世帯が森林地に居住している。⁽¹⁾当時の人口が約二六〇〇万人のアッサム州で（一世帯平均五人とした場合）三五万人以上が森林地帯に不法に居住しているという状態は、単に一部のものが違法行為を犯しているということではなく、土地不足対策や富の再分配、雇用創出がなされていないという政治の失敗の問題である。

また、植民地化以前、バリパラ保留林の一部を含む森林地帯の多くはボドのような先住民族が自由にアクセスしていた地域だった。この地域における「不法居住」を理解するためには、そもそも森林とは何か、「国有林」とはどのような経緯で指定され、人々から法的に隔離されたのか、という疑問も浮かびあがってくる。⁽²⁾

本稿の目的は、こうしたアッサム州北部における不法居住や違法伐採を「民衆の政治」の一形態として位置づけ、分析することにある。ボド民族は、アッサム州の先住民族であり、かつては広大な地域を支配していた。しかし、植民地化と近代化で彼／女らは徐々に生活範囲を狭め、土地を失い、また生業の変化も余儀なくされた。

一九六〇年代に始まるウダヤーチャル運動や、一九八〇年代にはじまるボドランド州要求運動は一定の政治的成果をもたらしたものの、農民の間の土地問題は改善しないどころか、むしろ人口の増加に伴って悪化している。

一九八〇年代以降のこの地域では自治権運動と同時に不法占拠、武装紛争と違法伐採、そして時には暴動が同時に進行していた。これらの中でも、とくに不法占拠や違法伐採は、一見すると単なる犯罪や違法行為に見える。しかし、本稿ではバリパラ保留林の不法占拠者の間のフィールドワークに基づき、これらの行為を既存の政党政治や民族運動では回収できない民衆のニーズの表われとして、「民衆の政治」の一形態として分析することを試みる。

2 不法占拠者と森林伐採者による民衆の政治

——「日常的抵抗論」と「統治されるものの政治」を手がかりに

違法伐採や不法占拠等の行為を犯罪ではなく、政治的行動の一形態とみなす議論はこれまでも展開されてきた。ここでは、その中でも代表的な議論として、ジェームス・スコットの「日常的抵抗」論と、パルタ・チャタジーの「統治されるものの政治」を手がかりに、こうした行為を政治的もしくは社会的な集合的行為としてとらえる意義を確認したい。

東南アジアの農民による政治を研究してきたジェームス・スコットは、*Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*（『弱者の武器——農民の日常的抵抗』）（1985）と題する著作の中で、従属的階級にある農民は、即座に抑えつけられ、掃討されてしまう危険のある反乱などの組織的な政治的行動を取ることはまれであると論じる。むしろ、作業の遅延、そらとぼけ、逃亡、ちよろまかし、中傷、放火、サボタージュなど、より

小規模で匿名性が高く、注意をひきにくい抵抗の手段を取ると指摘し、これらの行為を「日常的抵抗」と呼んだ (Scott 1985: xv-xvi)。

スコットは密猟 (poaching、動物以外の森林資源の窃盗を含む) を「日常的抵抗」の重要な一形態と位置づける。スコットによれば、一六五〇年から一八五〇年の間のイギリスで最もありふれた犯罪は密猟だった、という。農民はジェントリや国家の所有する森林に入り込み、芝や泥炭、ヒース、イグサを取ったり、勝手に家畜を放牧させた。一八世紀には地主たちの間で問題視され、密猟に対して死刑を含む重刑を課すという悪法が適用されるほどの社会問題となった (Scott 1989: 37-9)。

ここでスコットは、森林地帯に入って動植物などのさまざまな森林資源を取ったり、放牧すること自体は農村部の慣習的な生存維持の方法であったという点に注意を向ける。変化したのは農民たちの行為ではなく、所有関係をめぐる法の変化であった。森林、あるいは「荒廃地」「共有地」とみなされた土地は、政府によって国有地とされた。また、スコットは、こうした密猟という行為はコミュニティの巧みな見逃しや、協力があってはじめて成立していた、と論じる。密猟者たちの数は森林や猟場の番人よりも圧倒的に多く、番人たちはしばしば殴打や殺人といった憂き目にあっていた。これはコミュニティの協力なしにはできなかったであろうとスコットは論じる (Scott 1989: 39)。

一方、サバルタン・スタディーズ研究の代表的論者であるパルタ・チャタジーは「統治される人びとの政治」という論考の中で、不法占拠者 (squatters) のコロニーについて取り上げた。チャタジーは「統治される人びとの政治」を、西欧近代ではない国／社会の「民衆の政治」を理解するための重要な概念と位置付ける。彼は、近代資本主義民主主義的な制度の発展に寄与してきたのではない社会が「世界のほとんどの場 (Most of the world)」を占めており、世界人口の四分の三にあたりと指摘する (Chatterjee 2004: 1-2)。

チャタジーは、「現在の市民社会はエリートによる閉鎖的な連帯関係になっている」とし、「市民」は市民的自由と合理的な法の壁に守られ、共同体の民衆の生活から切り離されている、と論じる。そして「市民」に對置する概念として「人口」という概念を使用する。チャタジーにとって、「人口」は統治される対象であり、ガバナンス（＝統治）とは、統治をおこなう人々によって、（もしくはそれらの人々に代わって）利用される知識の体系と一連の技術である。今日の民主主義は、人民の、人民による、人民のための政府として理解されるべきではなく、「統治される人びとの政治」として見るべきである、とチャタジーは論じる（Chatterjee 2004: 2, 34, 38-41; 押川二〇一・四一八）。

チャタジーは鉄道沿いの土地を不法占拠するコロニーを「統治される人びとの政治」の事例として取り上げる。コロニーの人々はあるリーダーのもと、集団的な要請等を行うが、それは市民的な組織という形態を取らない。「家族」という比喩を使って、疑似血縁関係によるつながりを形成し、コロニーにおける居住の許可、もしくは代替地の提供を行政に要求する。こうした要求は成功することもあるが、そもそも違法性に基づくため、あくまでも一時的かつその時の政治的文脈によって左右されるものである。

こうしたいわゆる「スクウォッター」による「統治される人びとの政治」は、市民社会における社会運動とは明らかに一線を画するものである。同時に、行政もこれらの人々の要請を無視できないため、しばしば準法的（paralegal）な措置が取られる。また、これらの共同体にはしばしば犯罪や暴力の入り込む余地を与えやすい（Chatterjee 2004: 56-60, 75）。

スコットとチャタジーの議論に共通するものは、不法占拠者や密漁者等の行いは、いわゆる「社会運動」や「市民的抵抗運動」とは異なり、市民社会の外側にあるということである。そもそも、これらの人々は土地や森林資源など、彼／女らがアクセスしているものに対しての権利を保持していない。そのため、法的にはアクセス

の正当性を主張できない。

にもかかわらず、こうした人々の行いについて、スコットは「抵抗」、チャタジーは「民衆の政治」という言葉を使い、単なる不法行為ではなく政治的もしくは社会的な集合行為であるとみなしている。それは、こうした状況に置かれた人々が無視できないほど多数であるという事実のみならず、これらの行為を逸脱と見るだけでは、「世界の大部分」の政治や社会の理解には不十分であるという認識に他ならない。本稿でもこの認識を共有していることを確認し、具体的な事例の分析に入りたい。

3 森林占拠の歴史的背景

3-1 植民地化、森林資源の管理と先住民族の土地喪失

バリバラ保留林はアッサム州北端の中央部にあるソニットプル県に位置し、アルナーチャル・プラデシュ州と境界を接する。アッサム州のブラフマプトラ北岸では古くから知られる中心的な都市テズプルの北部にあり、面積は一八、九七二ヘクタールである。西にはサリドゥアル保留林、東にはナドゥアル保留林、ビシュワナート保留林、ベハリ保留林、ゴブル保留林が続く広大な国有林地帯の一部を形成する。

イギリス植民地化以前のブータンや現アルナーチャル・プラデシュ州の麓に位置するこの地域はドゥアール(Doar)もしくは(Duar)と呼ばれ、ブータンやチベットへの交易路を形成していた。古くはこの土地にカチャリ(ボドの旧名)の王国があったことからカチャリ・ドゥアール(Kachari Doar)とも呼ばれ、ボドやその他の先住民族の人々が交易路として使っていた。現在のバリバラ保留林は、その西端に位置し、そのためボドの民族組織はこの地域を「ボドの歴史的領土」とみなしている。

一八二六年の英領植民地化以降、それまで比較的自由にこの地域を行き来し、耕作や狩猟を行っていた土地の人々にとっては、大きな変化が訪れる。植民地化以前の王国では、支配地域における土地や森林資源の管理の実態は土地のコミュニティに任されていた。しかし、イギリス植民地化以降、土地は測量され、森林地と耕作地は区別され、重要な森林資源があると思われる地域は保留林として指定された。森林利用は、イギリス帝国と資本の利益のために管理・制限されることになったのであり、先住民族の慣習権は法的に認められず、法的な権利は消滅したとみなされた (Singh 2004: 46)。

続いて、イギリス植民地政府は食糧の増産を目指し、隣接する人口過剰なベンガル地域から移民を奨励した。多くのムスリム農民が主にアッサム州西部の旧ゴアルパラ県⁽³⁾と中部の旧ナガオン県に移住し、測量された土地は移民に払い下げられていった。こうした土地の多くは、当時カチャリと呼ばれていたボドなどの先住民族の人々が季節的に耕作や狩猟を行ったり、家畜を放牧させていた土地だったが、イギリス植民地政府はこれらを「荒廃地 (wasteland)」とみなし、移民に払い下げていった。一九三八年に発行された政府報告書では、「トライブの人々が移民の入植によって最も影響を受けた」という証言が掲載されている (Report of the Line System Committee 1938: 23)。

ベンガル地域に隣接する西部の旧ゴアルパラ県と、政府が政策的に移民を移住させた中部の旧ナガオン県では一九二〇年代から移民の数が増大する。旧ゴアルパラ県では一九二二年の国勢調査で人口の約二〇%が東ベンガルからの移住者であり、特にモイモンシン県からのムスリム移民が多数を占めると報告された。旧ナガオン県においても、一九三一年には移民の割合は二一%に達した (Census of India 1931)。このため、先住民族の間で土地なし農民が出現し、他地域への移住者がはじめる。徴税局 (Revenue Administration) の一九四六—一九四七年の年次報告書では、「昨年と同様、ゴアルパラ県の多くのサンタルとボド・カチャリの家族が、村の土地に対

する圧力により、上アッサム（アッサム州東部）に移住している」と報告している（*Report on the Land Revenue Administration of Assam for the Year 1946-1947*）。

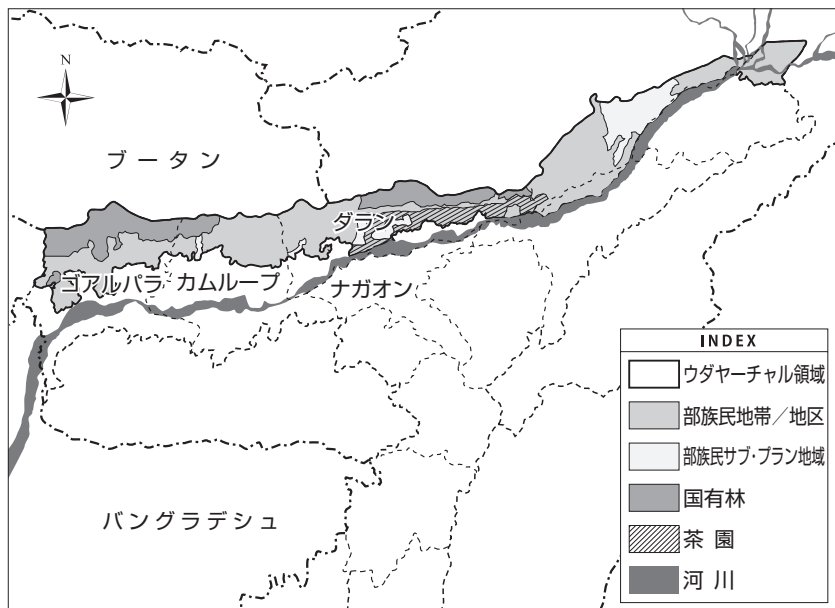
ボドを含む多くの先住民族が土地を失っているという指摘から、政府はブータンと現アルナーチャル・プラデシュ州に隣接する北部の広大な土地をトライブ保護地帯・地区として留保した。⁽⁴⁾一八八六年に制定されたアッサム地租規則は一九四七年に改正され、第一〇条に「保護地帯・地区」⁽⁵⁾に関する条項が挿入された。一五〇〇平方キロメートルに及ぶ地域が保護地帯・地区として認定され、その中ではトライブの人々から非トライブの人々の土地取引が禁止された（Das 1986: 37-8）。

しかし、その後もトライブ保護地帯・地区と指定された地域への移民の流入は続き、アッサム州中部の旧ダラン県には西部から多くのボドの人々がやってきた。バリパラ保留林は、まさに人口が流入する旧ダラン県内にあった。こうした人口移動はインド独立後も継続し、一九七〇年代にはバリパラ保留林の一部が他の県からの移民を定住させるため、指定解除され、行政村に転換されていった。現在のバリパラ保留林に「不法居住者」として住み着くボドの人々の多くも、西部の旧ゴアルパラ県出身者がほとんどである。ただし、第4節で見えるように、旧ゴアルパラ県から直接移住したものよりも、カルビ・アングロング県やナガランドとの州境地帯を経由してバリパラ保留林に住み着くものが多かった。

3-2 自治を求めた運動と紛争

ボドやその他の平野トライブと呼ばれる先住民族の人々が自治を求めた運動をはじめた背景には、こうした土地の収奪や移住を余儀なくされてきた歴史がある。一九六七年にアッサム平野トライブ評議会（Plains Tribal Council of Assam, 略称PTCA）が設立され、⁽⁶⁾トライブのための連邦直轄地ウダヤーチャルの設置要求を

図1 ウダヤーチャルとして要求された領域



(Central Executive Council of Plains Tribal Council of Assam の地図をもとに筆者作成)

始めた。PTCAはブラフマプトラ川の北岸のトライブ保護地帯・地区とブータンやアルナーチャル・プラデシユ州に隣接する保留地で構成される地域にウダヤーチャルの領域を求めた(図1参照)。PTCAは一九七〇年代と一九八〇年代には州議会選挙で立候補して議席を確保し、インド政府と自治領に関する交渉を行った。しかし、ウダヤーチャル要求が実現することはなかった(Narazary 2011)。

アッサム州では一九八〇年代に反外国人運動が活発になり、主にバングラデシュからの移民が排斥の対象となる。反外国人運動が一九八五年のアッサム協定によって終結した後、全ボド学生運動(All Bodo Students' Union, 略称ABSU)がボドランド州設置要求を掲げて新たな運動を始めた。ABSUは「アッサムを半分に」をスローガンにしたが、ボド民族は要求された領域において多数を形成していなかったため、他のコミュニティからの反発を招いた。一九九

三年、インド連邦政府とアッサム州政府、そして A B S U は憲法の第六附則に基づいてボド自治評議会 (B A C) を設立する取り決めに合意し、第一次ボドランド運動は終結した (A B S U 1999: 6)。

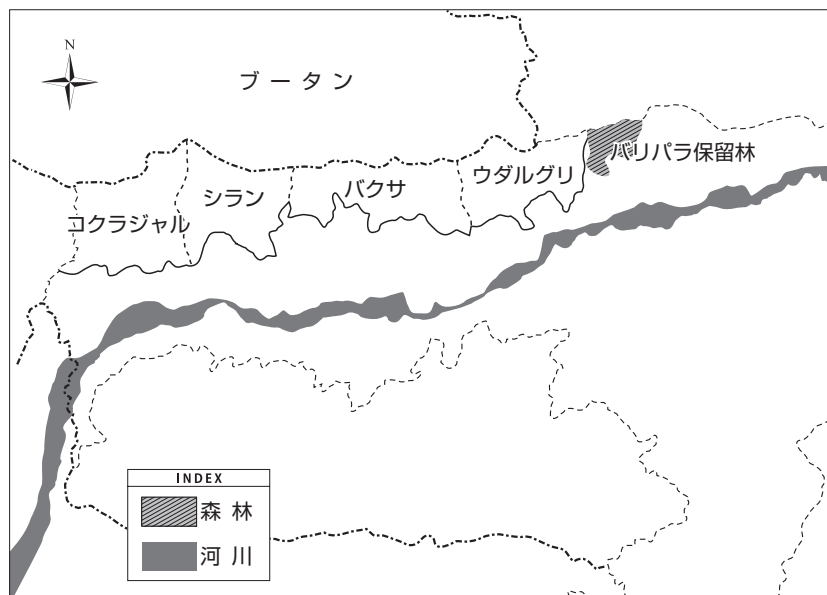
しかし、ボド自治評議会の設立直後、管轄領域に関する論争が勃発する。政府はボド人口が五一%を超える村のみ B A C の管轄領域になると発表した。これに対し、ボドの指導者たちは一定の連続した地域が B A C の管轄下に入ると期待していた。政府が二五七〇の村が B A C の管轄領域になると発表すると、B A C の初代主席理事は辞任し、B A C の機構は実質上麻痺した (Chaudhuri 1994: 29-30)。

A B S U が非ボド人口が多数の村でも B A C の管轄領域に含めるよう主張すると、これが非ボド人の間から反発を招き、対立が顕在化した。このことが引き金で一九九三年からボド以外の人々に対する攻撃、それに対抗してボド人に対する反撃が始まり、紛争はアッサム州西部のさまざまな地域に飛び火した。一九九三—一九九四年、一九九六年、一九九八年には大規模な襲撃事件が発生し、数百名に上る死者と、数十万人の国内避難民が発生した。さらに近年では、二〇〇八年と二〇一二年、二〇一四年にそれぞれ大規模な襲撃事件と国内避難民の発生が起きている (木村二〇一五)。

ボドランド運動中、バリパラ保留林はボドの武装組織が活動を展開していた地域のひとつだった。一九八〇年代後半、ボド防衛隊 (Bodo Security Force, 略称 B d S F) がインドからの独立を目指した武装闘争を開始する。B d S F はブータンやアルナーチャル・プラデシュ州に隣接する森林地帯に拠点を持ち、インドの治安維持部隊に対して作戦を展開した。この B d S F が、一九九三年から一九九四年のムスリムへの攻撃の際に主体となったと言われている。B d S F は後に名前をボドランド民族民主戦線 (National Democratic Front of Bodoland, 略称 N D F B) と改称し、現在に至るまで武装活動が続いている。

一方、A B S U は一九九六年、第二期ボドランド運動の開始を発表する。その直後、A B S U の武装組織が分

図2 ボド領域自治県とバリパラ保留林



裂してボド解放の虎 (Bodo Liberation Tiger) を名乗り、こちらもブータンやアルナーチャル・プラデシュ州に隣接する森林地帯で活動を展開する。Bd SFとは異なり、BLTの主な要求はABSUと同じくボドランド分離州の設立だった。BLTとBd SFは同じ地域で活動していたが、この二つの組織は対立関係にあり、協力することはなかった。⁽⁷⁾

一九九九年、BLTとインド政府は停戦に合意し、協定に向けての話し合いを開始した。二〇〇三年にはBLTとインド政府、アッサム州政府の間で憲法の第六附則に基づき、ボド領域自治県を設置することが合意された。第二次ボド協定として知られる合意文書が締結される際、BLTはいくつかの保留林を領域下に含めることを求めたが、バリパラ保留林もそのひとつだった。

バリパラ保留林やその他のブータン、アルナーチャル・プラデシュ州に隣接する森林地帯の不法居住や森林伐採、土地問題について分析する際、ボドランド運動の影響は重要である。この地域がカチャ

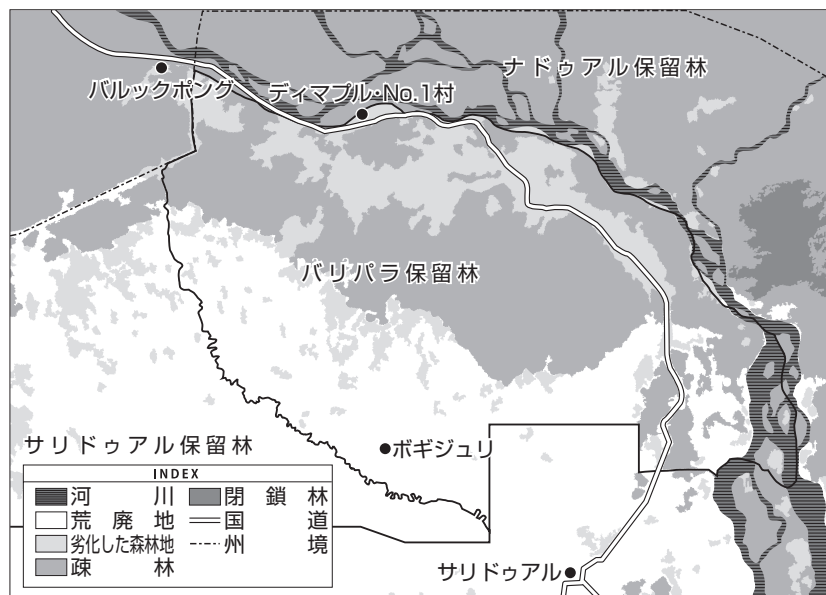
リ・ドゥアールとも呼ばれてきたことについては触れたが、そのため、多くのボドの人々が森林地帯を伝統的な領土や「故郷 (homeland)」であるとみなしている。実際、一部には、ボドランド運動成功のため、ボドの民族団体が組織的にこの地域にボドの人々を居住させているという陰謀論がささやかれている。もちろん、こうした陰謀論には確固たる根拠はないが、武装組織同様にボドの市民団体がこうした地域で活発に活動していることは事実である。ボドの人々の住む森林地帯は行政が整備されておらず、パンチャヤット (村議会) などの公的な政治的・社会的組織が存在しないため、これらの組織が学校の設立の際には大きな役割を果たしており、ボド語の教育を提供している。

また、こうした森林地帯は、紛争の際のターゲットとなりやすいことが指摘されてきた。一九八〇年代、先住民族をはじめとする土地なし農民による不法居住は政治的問題として顕在化する。全アッサム学生連合が主導した反外国人運動のさなか、一九八三年の州議会選挙の際に大規模な紛争が勃発するが、その際にもバリパラ保留林と遠くないゴプール保留林で襲撃事件が起きた (Kimura 2013: 75-6)。また、一九九〇年代から二〇〇〇年代のボドランド運動と関連した襲撃事件でも、しばしば森林地帯が攻撃対象となっている。

4 「不法占拠者」とはだれか——バリパラ保留林の事例から

バリパラ保留林は中部アッサムの古都テズプルから北に三〇キロメートルほど行ったところにある。バスや車でテズプルを北上し、茶園を左右に見渡しながら二〇キロメートルほど走ると東西に走る線路と小さな駅に行きあたる。バリパラ鉄道駅の付近は国道の分岐点ともなっており、ちょっとしたマーケットや国道を行き交う車向けの店が集まっている。国道五二号線はここで東に折れ、アッサム州の北部からアルナーチャル・プラデシユ州

図3 バリバラ保留林とディマブル・No.1 村



の州都イタナガルに続くが、支線がさらに北に位置するボンディラに向けてバリバラ保留林に続いている。サリドゥアルというバザールのある村を抜けると、森林地帯に入る。いくつかの森林村が続いた後、人家が途絶え森林地帯となるが、再び道路の両側には人家が見え始める。北にはアルナーチャル・プラデシュ州やブータンの山並みが見え、州境がすぐ近くであるということが分かる。筆者は二〇〇六年一月と一〇一二月にかけてバリバラ保留林から数キロメートル南のバリバラ町のNGOに住み込み、バリバラ保留林に通ってフィードバックを行った。

4-1 居住の始まりと生活の様子

バリバラ保留林の境界であり、アルナーチャル・プラデシュ州との州境にもあたるバルックポンクという小さな町より数キロメートルほど手前のところに、ボド文学協会のボロリ・バリ地域代表のソクラダル・ダイマリ氏の家がいった。ボド文学協会は一九五〇年代からボド語を教育言語としてアッサム

州の公立学校に導入する運動を展開した運動の中心におり、単なる文学者の集まりではなく、ボド語の教育に携わる人等が活発に関わる、草の根レベルにまで広がる団体である。

ソクラダル・ダイマリ氏にこの地域の名前を尋ねると、「ディマプル・ノロ」(ナンバーワン)村」という答えが返ってきた。後で確認すると、隣にディマプル・ノロがある。ディマプル村が大きくなったため、二つに分けたということらしい。

ダイマリ氏になぜここにいるのか、どこから来たのかを聞くと、以下のように答えてくれた。

私は二七年前にランガバラ(バリバラより一〇キロメートル西にある線路沿いの村)から来た。このあたりには一五年前から住んでいる。それ以前は、カルビ・アングロング県(アッサム州中部の丘陵県。ナガランド州に隣接する)にいた。土地がなかったため、ここに来た。この村には二四世帯いる。他の人たちもみな、コクラジャル県やダラン県、カルビ・アングロング県から来た。みんな畑と田んぼを耕して生計を立てている。自分のところは一二ビガの耕地を耕しており、九人家族だ。⁽⁹⁾

学校はあるのか、という筆者の問いに対して、

ここには公立の学校(government school)はないが、私設の学校(venture school)はある。生徒数は六五人で、この付近の七つの村が集まって建てた。学校の名前はバトブリ小学校で、ボド語が教育言語だ。

このボロリ・バリー地区には約三〇の村があるということで、すべての村の名前を挙げてくれた。ほとんどがボド人の村であり、一つだけアッサム人の村があるということだった。小学校が六つ、中学校が一つ、高校が一

つある。アッサム語で教育をする学校は一つのみで、後はすべてボド語で教えているという。これらの学校はほとんどが一九九三年に始まった。学校には先生が二人おり、村人から一年五〇ルピーずつ集めて給料を支払っている。村の人たちは米やマスタードを売り、現金収入を得ている。

いつ頃から人が住み始めたのか、という筆者の問いに対してはこう答えた。

この村だけではなく、この地域に人が住み始めたのは一九九〇年代初頭のことと、当初は環境森林局による追い出しのための焼き払い等があった。しかし、みな土地がなかったここに帰ってきて、住み続けていた。みな、カルビ・アングロング県やナガランド州、ウダルグリ県、コクラジャル県、ゴアルパラ県からここにきている。行政の認めた村ではないので、電気もなく、病院もない。水は井戸を掘って飲み水にしている。

村のまとめ役は誰か、と聞くと、村長（ガオンブラ）がいると言うのでその人に会って話を聞くことにする。ガオンブラは行政の任命する村の中心的存在である。ディンプル・ノ⁽¹⁰⁾は行政の認めた村ではないため、県行政に認められたガオンブラという役職は存在しないが、村人たちは自分たちの中で指導的役割をする存在を他の行政村にならってガオンブラと呼んでいるようだ。

自分はカムループ県グレスワルというところから来た。一九七七年に近くのバルックボングにやってきて、日雇いの仕事をしていた。自分の家は四人息子で、土地は四ビガ⁽¹⁰⁾しかなく、足りなかった。兄弟は今もカムループにいる。学校には八年生まで通った。

妻とは一九八七年に結婚した。妻もカムループ県の出身だ。息子が二人、娘が二人いる。ここに来たのは一九九五年

ころ。この村には二七家族おり、みんな出身地はばらばらだ。⁽¹¹⁾

今年は雨が降らず、作物が取れずに大変だという話から、耕作や収入の様子について語ってくれた。

自分は主に米とマスタードや野菜を作っている。きちんと測量したことはないが、一五から一六ビガあると思う。全部自分たちで耕しているよ。ここに来たところにはまだ森があつて、それを自分たちで開墾した。米はほとんど自分たちで食べる分だが、野菜やマスタードを定期市 (*haat*)⁽¹²⁾ で売っている。現金収入は年間約一〇〇〇から一五〇〇ルピーほど。医療費や教育費にお金をかけることはできない。

ディマプル・No.1 のような村はバリパラ保留林に約六〇ほどあるということ、その多くが二〇から三〇世帯の小規模の村であるということだった。一つの村に平均二五世帯あるとすれば、約一五〇〇世帯、一つの世帯に平均六人と考えると九〇〇〇人ほど居住していることになる。ただし、森林地帯における人の居住や耕作地は流動的であり、数カ月単位の変動が激しい。バリパラ保留林を管轄下におく環境森林局のサリドゥアル地域担当者は以下のように語った。

自分たちは現地へ行つて調査することはできないので、何人いるのかはわからない。本格的に居住がはじまったのは一九九六年ころと聞いている。環境森林局は何度も追い出しを試みたが、何度家を焼いても戻ってきてしまったため、効果はなかった。

不法居住者の人々は、開墾して二、三年たち、土地の収穫率が下がると他の人に売って別のところに行つて開墾する、

ということを繰り返している。こうした人々の増加には政治家も絡んでおり、彼らは選挙名簿に不法占拠者をいれはじめた。現在、この地域の州議会議員が彼らをバックアップしている。⁽¹³⁾

環境森林局は、保留林に居住する者がいれば定期的に見回り、家を焼き払う「追い出し (eviction operation)」を行っている。しかし、人目の届かない奥地では定期的に焼き払うだけでは他に行く場所のない村人たちは戻ってきてしまい、効果が薄い。ディマプル・Nol村においても追い出しは行われていたが、調査時から五年ほど前、二〇〇一年ころに停止されたという。人々の中には、この付近からボド民族出身の州議会議員が二〇〇一年に選出された後、「もう追い出しはない」と約束したことに言及する者もいた。この点については4―3で詳述するが、いずれにせよ、二〇〇五年から二〇〇六年の段階では、ディマプル・Nol村で環境森林局による追い出しにおびえる様子はうかがえなかった。

4―2 移動を繰り返す人々

村全体で約二五世帯ということなので、一軒一軒まわって主にどこから移住してきたのかに関してインタビューを行った。留守宅や、場所がわからなかった家もあり、二三世帯の人々に関して、出身地や移住の経緯、耕作の様子についてデータを得ることができた。まずはガオンブラの近隣の家に行くと、女性がインタビューに答えてくれる。

自分はゴアルパラ県出身で、はじめはナガランド州に行った。ナガランドでは自分の土地がなく、分益小作人 (adhikari) として働いていた。ここでは自分たちの土地が耕せるということで、やってきた。全部で一一ビガ耕している。

表1 ディマプル・No.1 村の住民の出生地

出生地	西部アッサム (ゴ アルパラ県、カム ループ県)	カルビ・アングロ ング県、ナガラン ド州	ナガオン県	わからない ／回答なし
	11	6	3	3

表2 ディマプル・No.1 村の住民の以前の居住地

以前居住／ 働いていた場所	ナガランド州 (ゴラガート県 等州境を含む)	カルビ・アング ロング県	バルックボン グ等、バリバラ保 留林近く	わからない ／回答なし
	9	2	6	6

主な作物は米や穀物、マスタード、ポテトなど。今年は雨が少なかったの
で、いつもより収穫が少ない。子どもは八人いて、近くの小学校に通っている⁽¹⁴⁾。

ディマプル・No.1では、この女性のように、ゴアルパラ県など西部出身
で、ナガランド州やその隣のカルビ・アングロング県に移住した後、バリ
バラ保留林に移住してきた村人が一番多かった(二三人中一人、表1・表
2参照)。

実際、ディマプルとはアッサム州に隣接するナガランド州の町の名前で、
多くの人が以前ディマプルにいたことからついた名前だという。そのほか
の村人も、ソニットプル県や北ラキンプル県等を経由してバリバラ保留林
に住みついた者が多く、移住先で日雇いや小作人をしていた際にバリバラ
保留林の話を聞いてやってきた者が多い。また、ディマプル・No.1村に
たどり着くまでにあちこち移り住んだ者も多く、少ないもので二カ所、多
いものでは一〇カ所以上の移住を繰り返したものもいた(表2は、一番長
くいた場所を記入した)。移住先で土地を手に入れることができずに土地を
求めてバリバラ保留林にたどり着いた者たちであると言える。

4-3 ディマプル・No.1村における定住化の進行

保留林内では人々は耕作地の収穫率が減少するとよそに行って開墾する

ため、移動率が高いという情報の一方で、デイマブル・ゾー村のような国道沿いの村では定住化の動きも見られた。コンクリート造りの新しい家を建設中の家族に行きあたり、話を聞くと以下のような答えが返ってきた。

私はコクラジャル県出身で、村を出てから二九年になる。最初はナガランド州、その後は北ラキンプル県、カルピ・アングロング県と転々とした。道路建設や水力発電所の建設など、いろいろな仕事をした。ランガパラ、バルックポング經由で九年前にここに来た。

この家を作り始めたのは去年の三月で、今月中に完成する予定だ。材料はバルックポングやバリバラから取り寄せ、人手はバリバラ側から集めてきた。今まで家を造るのにかかったお金は八五〇〇〇ルピーで、精米機を人に貸したり、家畜を売ったりして工面した。

土地は四〇ビガほど持っており、この村のボドの人々に耕作をさせている。一二ビガはマスタード、八ビガはレンズ豆、一二ビガは穀物を植えている。サリドゥアルやバルックポングの商人が買いに来る。

家主のデイノナス・バスマタリ氏の話から、村の中でも裕福な者が国道沿いに居をかまえたことがうかがえる。デイマブル・ゾー村では約半数が一から一五ビガの土地を耕しており、二〇ビガを超えると答えたのは三世帯しかなかった。精米機や家畜、そしてマスタードなどの換金作物による現金収入があり、村の中では成功した家と言えるだろう。さらに、子どものことに触れてこう語った。

子どもには一二年生まで教育を終えさせたい。子どもは三人おり、一人は終えて今タミル・ナードゥにいる。後の二人はシンギマリの中等学校に通わせている。ここからバスで通うことができるので、便利だ。¹⁵⁾

国道沿いにあるディマプル・No.1のような村では、交通の便がよく、家を建てるための材料を運んだり、手を集めてくることができる。また、子どもの教育に欠かせない街への交通の便もよく、コンクリート造りの家を立て、人々が定住している様子がうかがえる。しかし国道沿いということは、交通の便がいいと同時に、そこを行き交う車から丸見えであり、環境森林局による「追い出し」の対象になりやすいということでもある。こうして大っぴらにコンクリート作りの家を建て始めているということは、「追い出し」がもう起きないと人々が確信しているということの表れでもあるだろう。

定住化のもう一つの表れは、各村に小規模の雑貨店ができていることからもうかがえる。ディマプル・No.1の中には、バス停の横に一軒の店ができている。アメやガム、パンなどの嗜好品が手前に、石鹸やシャンプー、歯ブラシといった日用品、卵やビスケットなどの食料品が奥の棚に並べてある。店は竹と木で枠組みを組み、屋根はビニールで覆い、壁は泥を塗ってある簡素なつくりである。店主は二〇代半ばの若い男性で、この店はひと月ほど前に始めたと言ってくれた。

自分の家はここから五〇〇メートルほど行ったところで、ディマプル・No.1村の中だ。家族は七人で、両親と兄弟姉妹と暮らしている。自分たちの土地は二〇ピガほどで、米やマスタード、野菜を栽培している。一〇年ほど前にナガランド州からここにやってきた。両親はもともとゴアルパラ県出身だ。ナガランドには一五年ほどいた。

この店を建てて、最初の仕入れするのに二五〇〇ルピーほどかかった。ひと月の売り上げは五〇〇ルピーほど。品物はバルックポングから仕入れている。

ディマプル・No.1村の隣のディマプル・No.2村にも同様の店舗があり、わずか一週間前にできたばかりだという。また、反対側に隣接するソナイシリ村には上記の二店舗よりも大きめの店があり、一年半ほど前の二〇〇

五年にできたという。こちらの店舗は生活必需品や薬のほか、電話屋とティー・ショップも兼ねており、買い物や電話をかけに訪れた客がいつばいのお茶を飲んで世間話をする場として機能している。

ディマプル・ゾ村の人々は、単に土地を開墾し、家建てて住みついているというだけではない。行政の援助の全くない場所です自分たちの手で学校を建て、近年では店舗もできるなど、国有林の内部で電気や水道が通らないという限界はありながらも、まさに「村」を形成して集団生活を成立させている。「不法居住者(encroacher)」という言葉から、筆者は犯罪に手を染めているというネガティブなイメージを持っていたが、ディマプル・ゾ村で出会った人々はどこにでもいる当たり前の村人たちの姿だった。

しかし、国有林内に住んでいる以上、村人たちの生活は法的にはいつ追い出されてもおかしくないという不安定なものである。人々は、この状況を少しでも改善しようと、さまざまな政治的な働き掛けを試みている。

5 不法占拠と森林伐採のポリティクス

5-1 不法占拠

コンクリートを使った家の建設や店舗の開始は、バリパラ保留林内における定住化が進行していることの証と言えるだろう。人々は森林外に居住して耕作したり、耕作のために季節的に移住を繰り返すという段階を超え、この地域に定住し始めている。ボドの人々が森林地において定住している事実をさして、一部のジャーナリストや行政関係者は「ボドの武装組織（もしくはABSU）がボドランド要求実現のため、ブラフマプトラ川以北の森林地帯におけるボドの人々の不法居住を計画し、奨励している」と批判している。フィールドワークの最中にも、これは「アッサムを半分に」というスローガンを実現するための計画なのだと思う、といったコメントを漏

らず行政関係者と出会った。

多くの人にこうした疑惑を抱かせる根拠の一つは、バリパラ保留林に不法居住している人々のほとんどがボド民族であるということであろう。実際、ディマプル・No.1でも、ごく少数のラバ民族（ボドと同じくアッサム州平野部の先住民族）の人々を除くと住民はボド民族ばかりである。一九七〇年代に不法居住のはじまったバリパラ保留林の南端側ではアディヴァシの人々も見られるが、ディマプル・No.1のような国道沿い付近にはいない。また、人口増加と耕作地の不足に苦しむムスリムの人々はこの地域では見られない。

ブータンやアルナーチャル・プラデシユ州と接する国境や州境付近が「カチャリ・ドゥアール」として知られ、ボドの人々の伝統的な領土と見なされていることはすでに指摘したとおりである。ボドやその他の平野部の先住民族は、自分たちの領土がよそ者によって支配されていると感じているものは少なくない。こうした不満は、PTCAによるウダヤーチャル創設運動の頃から、政治的な要求として顕在化していた。

しかし、バリパラ保留林における不法居住が、ある組織や指導者たちによってすべて「計画」もしくは「奨励」されたものだ、と見なすことにも無理がある。前節で示した通り、ディマプル・No.1村の人々は自分たちの故郷から直接移住したわけではなく、ナガランド州やカルビ・アングロング県などを経由してバリパラ保留林に移住してきた。こうした地域におけるボドの民族組織の影響力は決して大きくはなく、人々は近隣者や親戚などのネットワークを通じて移住してきた。こうした人の移動を全体的に計画することは困難である。

ディマプル・No.1村のように、国道から見えるところに人々が大っぴらに居を構え始めたのは、BdSF（現NDFB）が九〇年代初頭にこの地域で武装活動を展開した以降である。武装勢力の活動により、環境森林局による「追い出し」はほとんど実施不可能となった。ボドの土地なし農民は、こうした状況を利用し、武装組織の黙認のもとに森林地帯に居を構え始めたといえるだろう。

ボド以外の人々がほとんどバリパラ保留林に居住していない理由は、武装組織の活動のためである。この地域では誘拐や脅迫といった事件がいくつも報告されており、ボド以外の民族がターゲットとなっている。ある教育省の行政関係者は、バリパラ保留林の近くに住むラバ民族が誘拐され、家族は身代金として何十万ルピーものお金を要求された事件について話してくれた。⁽¹⁶⁾ 保留林内部や付近におけるこうした事件のため、ボド民族に属さない人々は森林地帯に住まないか、コミュニティがあっても数は減少している。

しかし、ボドの武装組織は常にボドの人々を保護するわけではない。NDFBとBLTの衝突により、ボドの人々が森林地帯の近くで殺害されたり、脅迫されたりする事例も存在する。⁽¹⁷⁾ こうした状況下で、村人たちは政治家の庇護を期待している。二〇〇一年にこの地域から、プラネシユワル・バスマタリというボド民族のインド国民会議派所属の政治家が州議会議員に選出された。ディマプル・ノイ村のような国有林に不法居住する村人たちの多くも選挙人として登録され、バスマタリの選出に貢献した。不法居住している人々は、バスマタリの存在が環境森林局による追い出しへの抑止力となっていると信じている。森林地帯において、バスマタリの存在感は非常に大きい。コイラジュリ村という不法居住者の村の高校は彼によって建設され、またディマプル・ノイにあるバス停もバスマタリが建てたものである。

また、二〇〇六年にはバリパラ保留林と近隣の保留林の村人たちは合同で国有林内にある村を村議会（バンチャーヤット）⁽¹⁸⁾ に含めるよう州大臣に要請書を提出した。保留林内部に居住し続けるため、人々は保留林の解除と行政村への転換を希望している。

二〇〇三年に第二次ボド協定が締結される際には、BLTがバリパラ保留林を含むいくつかの保留林をBTADに含めるよう要求した。政府は要求を拒否したものの、この地域のボドの人々はこの要求を支持した。このように、森林地の人々は自らの居住地を合法化するためにさまざまな手段を利用しており、ボドの民族組織のみを

頼みにこの地域に居住しているわけではない。

新聞報道によれば、二〇〇六年の段階でバリパラ保留林内の一八九七二ヘクタールのうち、一〇〇〇〇ヘクタールが不法に居住もしくは耕作されているという⁽¹⁹⁾。さらに二〇一三年の新聞報道によれば、その数字は一五〇〇〇ヘクタールとなっており、新たに五〇〇〇ヘクタールが不法に使用されていることになる⁽²⁰⁾。第二次ボド協定が締結されて一〇年以上経過するが、アッサム州政府はこの問題に関して有効な解決策を見つけていないといえよう。

5—2 違法伐採

バリパラ保留林において武装組織が活動を展開し、不法居住者が増えていくことは、森林伐採が起きることを意味している。実際、バリパラ保留林や隣接する他の国有林における森林減少に関する研究もおこなわれ、武装組織の活動やボドのような先住民族による不法居住がその主な原因であると言われてきた (Srivastava et al. 2002: 1460, 1483)。また、前述のバリパラ保留林を担当する環境森林局の担当官は一九九六年に大規模な森林伐採が始まったと述べ、NDFBの関与を指摘した。

森林地帯に不法に住む村人たちが実際に伐採に関与している。伐採した後、国道に木材を運び、そこから町に運ばれていく。町で購入する業者の介入がある。NDFBはすべての段階でマージンを取っている。また、政治家の関与もあり、彼らは不法居住者たちを選挙名簿に登録している⁽²¹⁾。

この発言から、武装組織が組織的な違法伐採に関与し、また業者からマージンを取っていることが示唆されて

いる。さらに、森林地帯に不法居住している村人たちが、おそらく日雇いで伐採のための労働力として使われていることも指摘できる。同時に、大規模な伐採の全体像を考えると、業者や政治家（そして時には環境森林局の役人）の関与抜きでは違法伐採は成立しないであろうことがうかがえる。

大規模な森林伐採は、都市化により木材の需要が増加したことが要因であり、高値をつけて買い取り、輸送手段を提供し、市場へのアクセスを提供する業者がいはじめて成立する。そのため、武装組織や不法居住者たちによる単独の行為ではなく、より大きな業者や政治家、官僚を含むネットワークがそれぞれの利益に応じて関与し、成立していると見ることが妥当だろう。不法居住者の存在は安価な労働力を提供し、また武装組織の活動は他のアクターの関与を覆い隠す役割を持っているにすぎない（もちろん、武装組織は「税金」と称してこれらの取引から利益を得ており、違法伐採で大きな役割を持つアクターであることもまた事実である）。

不法占拠者たちも、もちろん自分たちが住み、耕作する土地の木を伐採する。しかしながら、ボドのような先住民の人々にとって、森林は単なる木材の供給地ではなく、食料や住居の材料を提供する場所である。さらに、政治家の庇護が得られるまでは、環境森林局などの官憲の目から自らの存在を覆い隠す役割も果たしていた。そのため、ディマプル・No.1村のような村人たちのみが森林を伐採しつくしてしまうこと考えにくい。村人たちにとって、森林地帯の奥で細々と暮らしている分には武装組織の影響もあり、「追い出し」に遭わないというメリットがあった。伐採しつくしてしまうことにはリスクも伴うのである。

このように、違法伐採は武装組織の活動や政治家の保護、政府の環境・森林保護政策といった多様なアクターによる危ういバランスの上に成立するものである。同時に、現金収入が限られた森林地帯では人々にとっておそらく重要な収入源であり、また生活のためにバリバラ保留林に住む人々が薪として売るために伐採していることも事実である。

6 おわりに

先住民族の間の土地喪失と移住の問題は、ボドの農民や大衆がウダヤーチャル運動やボドランド運動などの自治を求めた運動を支持するにあたり、もっとも重要な要因のひとつであった。しかしながら、この問題で最も被害を受けた人々の多くは、バリパラ保留林の村人たちのように現B T A D地域の外に移住してしまい、運動後の利益を享受することはほとんどなかった。特に、B T A D以外の地域で国有林に「不法居住」する人々の土地権については、何の対策も取られていない。

こうした状況下で、森林地帯に不法居住する人々は二つの意味で代表されていないと言える。第一に、ボド領域評議会下での政治に利害を反映させたり、利益配分を享受する権利がない。第二に、彼／女らは「不法居住者」としてのレッテルを貼られ、取り締まりの対象となっている。ボド領域評議会の設立後、ボド社会に政治的エリートや中間層が出現した。B T A D外に居住するボドの人々の多くが、土地喪失と移住の問題でもっとも被害を受けた層であるにも関わらず、この人々は「ボドのための」政治的制度にその利害が全く反映されていないのである。そのため、彼らの声はより一層周縁化されている。しかし、バリパラ保留林の不法居住者たちは、単に武装組織や学生団体、ボド領域評議会政治家によって代表されていないというだけの存在ではない。

ボドやその他の先住民族の農民たちは、イギリスの植民地化以前は広大な土地を耕作し、森林地を利用していった。イギリス植民地政府は木材利用のため、森林を政府の管轄下に置いて住民のアクセスを排除し、独立後のインド政府もこれを継承した。同時に始まった移民政策もあいまって、先住民族の人々の居住地は徐々に狭められたが、政府はこれに対して何の対策も取らなかった。こうした歴史的経緯を考えれば、ボドの人々による森林地

の不法居住は、スコットのいう「日常的抵抗」と解釈することもできるだろう。

不法居住者たちによる「民衆の政治」は、バリバラ保留林の居住者たちのように、時には成功を収めることもある。本稿で分析したように、政府はいまだにバリバラ保留林の人々を追い出すことに成功していない。しかしチャタジーの指摘するように、彼／女らの成功は特定の集団が自らに好意的に政策を実施させるための動員能力にもつぱら頼っており、そのため常に一時的でその時の政治状況に左右されるものである (Chatterjee 2004: 60)。バリバラ保留林の人々による交渉は選挙やボド協定の締結など、その時々政治的な文脈に応じてなされるものであり、長期的な戦略や組織化がなされているものではない。

こうした「統治される人びとの政治」はどれだけ違法で異常に見えようとも、世界の多くの国々で人々が経験する近代そのものである。アッサム州においても、インド全体においても、自らの利用する土地の所有権を主張できない層は数多くいる。「世界の大部分」における現実を把握するために、「統治される人びとの政治」や「日常的抵抗論」のような民衆の政治の分析は有効であり、必要不可欠であろう。

- (1) アッサム州環境森林局のウェブサイトより (二〇一四年三月一八日アクセス) <http://assamforest.in/forestGlance/assamForest_glance.php>。
- (2) 本稿ではこれらの問いを詳細に検討することは紙幅の関係で不可能だが、こうした問題意識を踏まえて、しばしば「不法占拠」や「違法伐採」とカッコつきで表記している。
- (3) アッサムには一九八三年まで一〇の県が存在した。その後人口の増加に伴って県が分割されたが、図1では一九八三年までのアッサム州西部の県の境界線が示されている。第4節で村人たちが答えた出生地は、一九八三年以前の県名が多い。アッサム州は二〇〇三年に四つの県がボドランド領域自治県として分割された (図2参照)。
- (4) 「トライブ (tribe)」は、イギリス植民地時代に官僚が先住民族を指すために使用した言葉である。近年の国際

的な先住民族の権利運動の中で、tribe は差別的であるという指摘をする当事者もあり、本稿では原則として「先住民族」を使用する。しかし、インドの行政用語ではいまだにtribe が使われており、また後述のPTCAのように自らを指す言葉としてtribeを使用する集団もいるため、文脈に応じてトライブも使用している。

(5) トライブ居住地を保護する目的で導入された条項だが、実際には「Protection of Backward Classes (後進諸階級の保護)」と記述され、社会経済的弱者への措置という扱いとなり、「トライブ」という言葉は抜け落ちた。しかし、実際に保護の対象となったのはほとんどがトライブの集団であったため、一般的に「トライブ保護地帯・地区 (Tribal Belts and Blocks)」として知られる。そのため、本稿でもトライブをつけた呼称を採用している。

(6) 一九六七年、アッサム州政府は丘陵地域の一部を分割する州再編案を発表し、一九七二年のメガラヤ州形成につながった。この案を聞いた平野部のトライブの人々が自治要求のために結成したのがPTCAである。

(7) NDFBの指導層を含め、一部の人々はBLTが内務省調査・分析局 (Research and Analysis Wing, インドの情報機関の一つ) の介入により、BdSF/NDFBに對抗するために設立されたと主張する。実際、バリパラ保留林付近の住民の目撃談によれば、BLTと軍 (もしくは準軍事組織) は、NDFBに對抗して一緒に活動していたという (バリパラ保留林付近のNGO関係者 (三〇代、男性) とのインタビュー。アッサム州ソニットプル県バリパラ、二〇〇六年一月三〇日)。

(8) 森林村 (Forest Village) とは、植民地時代に森林局 (現環境森林局) の許可のもとで労働を提供するかわり、保留林の一部に居住し耕作することを許可された人々による村である。「森林村」は、主に山岳地帯で焼畑耕作をおこなっていた先住民族を定住させると同時に、人口の少ない森林地帯で労働力を確保するために生み出された制度だった (木村二〇一二: 九九、Karlsson 2000: 83-6)。

(9) ソクラダル・ダイマリ (年齢不明、男性) とのインタビュー。バリパラ保留林内ディマプル・No1村、二〇〇六年二月一日。

(10) 土地の単位。一ビガは約三分の一エーカー。

(11) クリン・ナルザリ (四六歳、男性) とのインタビュー。バリパラ保留林内ディマプル・No1村、二〇〇六年一月三〇日。

- (12) インドの農村部で定期的に設置される市。アッサム州の *haat* は、通常建物はなく、広場で毎週同じ曜日に開催される。人々はここで作物を売り、生活必需品を買う。
- (13) 環境森林局のサリドゥアル地域担当官 (Range Officer) とのインタビュー。ソニットプル県サリドゥアル、二〇〇六年二月一日。
- (14) モノモティ・ムハサリ (三〇代後半、女性) とのインタビュー。バリパラ保留林内ディマプル・No.1村、二〇〇六年二月五日。
- (15) デイノナス・バスマタリ (四七歳、男性) とのインタビュー。バリパラ保留林内ディマプル・No.1村、二〇〇六年二月五日。
- (16) アッサム州教育省役人 (四〇代、男性) とのインタビュー。ソニットプル県バリパラ、二〇〇六年二月二日。
- (17) バリパラ保留林付近のNGO関係者 (三〇代、男性) とのインタビュー。ソニットプル県バリパラ、二〇〇六年一月三〇日。
- (18) インドにおける村落自治の単位。一九九三年の憲法改正により、いくつかの行政村にパンチャヤットがおかれ、選挙で選出された議員が開発事業についての決定権を持つ。
- (19) <http://news.webindia123.com/news/articles/India/20061212/534994.html>。
- (20) *The Assam Tribune*, March 29, 2013 (<http://www.assamtribune.com/scripts/detailsnew.asp?id=mar2913/state05>)。
- (21) 環境森林局のサリドゥアル地域担当官 (Range Officer) とのインタビュー。ソニットプル県サリドゥアル、二〇〇六年二月一日。

参考文献

- All Bodo Students' Union (1999) *Why Separate State of Bodoland: Demand and Justifications*, Second Edition, Kokrajhar: ABSU.
- All Bodo Students' Union (2001) *Bodoland Movement, 1986-2001: A Dream and Reality*, Kokrajhar: ABSU.
- Banerjee, Nirumaya (2011) "Tribal Land Alienation and Ethnic Conflict: Efficacy of Laws and Policies in BTAD

- Area," *Refugee Watch* (37): 44-54.
- Census of India (1931) Assam Government Press.
- Chatterjee, Partha (2004) *The Politics of the Governed: Reflections on Popular Politics in Most of the World*. Permanent Black: Delhi.
- Chaudhuri, Kalyan (1994) "Outrage in Assam," *Frontline* (August 26), 28-35.
- Das, J. N. (1986) "Genesis of Tribal Belts and Blocks of Assam," in B. N. Bordoloi ed., *Alienation of Tribal Land and Indebtedness*. Tribal Research Institute: Guwahati.
- Karlsson, Bengt G. (2000) *Contested Belonging: An Indigenous People's Struggle for Forest and Identity in Sub-Himalayan Bengal*. Richmond: Curzon.
- Kimura, Makiko (2008) *We Lost Land: Colonial Forestry, Immigration and Land Alienation among Tribes in Assam* (Lecture Series Publication of ICHR) Indian Council of Historical Research, North-East Regional Centre, Guwahati: 1-37.
- 木村真希子 (二〇一三) 「先住民の土地喪失と移民との紛争—インド北東部の移動耕作民の事例より」『フード・セキリティと紛争』大阪大学グローバルコラボレーションセンター、九五—一〇七。
- Kimura, Makiko (2013) *The Nelli Massacre of 1983: Agency of Rioters*. Sage: New Delhi.
- 木村真希子 (二〇一五) 「暴力の連鎖—二〇一二年インド・アッサム暴動」『地域研究』一五 (一): 六八—八二。
- Kumar, Anuradha (2002) "A Controversial Eviction Drive," *Frontline*, 19(15).
- Narzary, Charan (2011) *Dream for Udayachal and the History of the Plains Tribals Council of Assam (PTCA, 1967-1993)*. N. L. Publications: Kokrajhar.
- 押川文子 (二〇一三) 「統治性と政治社会—The Politics of the Governed (Partha Chatterjee) を読む」佐土薫編『新興諸国における社会政策と統治性』(調査研究報告書) アミナ経済研究所、一—二二 (http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2010_2010_408.html)。
- Pegu, Yadav (2004) *Reclaiming Identity: A Discourse on Bodo History*. Kokrajhar: Jwngsar Narzary.

- Report of the Line System Committee (1938) Assam Government Press: Shillong.
- Reports on the Land Revenue Administration of Assam for the Year 1946-47 (1947) Assam Government Press: Shillong.
- Scott, James C. (1985) *Weapons of The Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*, Yale University Press: New Haven.
- Scott, James C. (1989) "Everyday Forms of Resistance," *The Copenhagen Journal of Asian Studies*, 4: 33-62.
- Sharma, Narayan, Madhusudan, M. D., and Sinha, Anindya (2012) "Socio-economic Drivers of Forest Cover Change in Assam: A Historical Perspective," *Economic and Political Weekly*, XLVII(5): 64-72.
- Singh, K. S. (2004) "Re-thinking Forest, Forest Dwellers and Ecological History," in Chaudhuri, B. B. and Bandopadhyay, Arun ed., *Tribes, Forest and Social Formation in Indian History*, Manohar: New Delhi.
- Srivastava, Shalini, T. P. Singh, Harnam Singh, S. P. S. Kushwaha, and P. S. Roy (2002) "Assessment of large-scale deforestation in Sonitpur district of Assam," *Current Science*, 82(12): 1479-1484.